

更新 154



滋賀技建株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和3年11月1日～令和8年10月31日までの5年間

2.計画内容 【目標1】

要介護家族を持つ労働者に対して、長期休暇、休業制度を導入する。

【対策】

令和3年11月～ 対象者への説明

令和4年1月～ 就業規則の変更
社員への周知徹底

【目標2】

年次有給休暇取得促進

【対策】

令和3年11月～ より実効性のある具体策の検討

令和4年1月～ 社員への周知徹底

【目標3】

在宅勤務、テレワークによる働き方の導入

【対策】

令和3年11月～ 対象者への説明

令和4年1月～ 就業規則の変更
社員への周知徹底